広報いが市
4.15
No.203
2014年(平成26年) 4月15日号

芭蕉翁生誕370年 記念事業

～第2回 協賛事業・自主事業を募集します～

今年は、松尾芭蕉の生誕370年にあたる記念の年です。芭蕉翁生誕370年記念事業実行委員会は、市民の皆さんと一体となって事業に取り組むため、1月に第1回の協賛・自主事業の募集を行いました。

3月には実行委員会によるオープニングイベントを開催し、皆さんに応募いただいた各事業もそれぞれ順次実施されています。

今回、第2回の募集をしますので、芭蕉翁や俳句関係の事業はもちろん、毎年開催されているイベントなどについてもぜひご応募ください。

芭蕉翁生誕370年記念事業を盛り上げていきましょう。

協賛事業

皆さんが実施する既存のイベントや行事、自社商品などに「芭蕉翁生誕370年記念」の『冠』を付けることで、生誕370年の気運を盛り上げていただく事業です。

自主事業

各団体などが主体となって取り組む事業で、新規事業、または既存の事業を芭蕉翁関連にリニューアルしたものです。

【募集対象】
全国から募集します。
※開催地は伊賀市内に限ります。
※7月19日(土)から12月31日(水)までの期間内に実施できる事業に限ります。
○応募された事業案は芭蕉翁生誕370年記念事業実行委員会で審査し、採否を決定します。
○採用された事業は実行委員会発行のイベントチラシなどに掲載します。
○審査の結果、協賛事業や自主事業になる場合や、実行委員会全体で取り組むべき事業と認められ、実行委員会事業となる場合があります。
※自主事業・実行委員会事業には、一定の事業費補助があります。

【募集期限】
5月30日(金) 必着
※それぞれの募集について、詳しくは、募集要項をご確認ください。
※募集要項と応募用紙は、本庁玄関受付・文化交流課・各支所振興課・各地区市民センターにあります。また、市ホームページからもダウンロードできます。

【申込先・問い合わせ】
芭蕉翁生誕370年記念事業実行委員会
〒518-8501
伊賀市上野丸之内116番地
芭蕉翁生誕370年記念事業実行委員会事務局(伊賀市企画振興部文化交流課内)
☎22-9621
FAX22-9628
✉bunka@city.iga.lg.jp
※持参の場合:文化交流課
上野中町2976番地の1
(上野ふれあいプラザ2階)

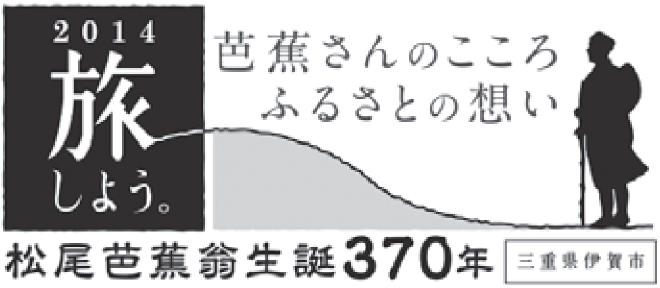

◆公式ホームページ　http://www.basyo.com

市政を動かすのは
あなたが納める
税金です

市税は納期内に納めましょう

市が提供する社会福祉や教育、保健衛生、道路整備などさまざまな公共サービスは、市民の皆さん一人ひとりが納める貴重な税金で成り立っています。納税は国民の義務です。多くの人が適正に納税している一方で、納税が滞る人もいます。税負担は公平公正でなければなりません。
市では、厳しい姿勢で市税の滞納の解消に努めています。

■納税の公平性を確保

市では、税負担の公平性を確保し、納期限までに完納した皆さんの信頼に応えるため、滞納に対して、厳正に滞納整理・処分を行っています。

■納期限を過ぎると「滞納」に

市税が納期限までに納められていないと、市では「滞納」として事務処理が始まります。

まず、市税を滞納している人に市から督促状を発送します。督促状を受けた人には督促手数料（80円）がかかります。さらに、本税のほかに年9．2％の延滞金が加算され、納税する人にとって負担が増えてしまいます。また、これらの事務処理や送付経費などに、税金を使うことになります。

市税は、納期内の納付をお願いします。

■収納率100％に向けて

平成24年度に課税された一般市税の収納額は、140億3408万円で、収納率は約98．16％でした。

平成24年度に課税された市税で平成25年度に繰り越した滞納額は約2億6千万円です。これは、平成26年度の観光費の当初予算額の約1．6倍に相当します。適正な納税があれば多くの公共サービスを行うことができるのです。こうしたことからも、市では、収納率100％に向けた取り組みを進めています。

■滞納処分を行います

市では、収入や財産があるにもかかわらず滞納していて、納税の督促や指導などに応じない人には、き然とした態度で対応し、滞納処分を執行します。

滞納処分とは、税金が納期限を過ぎても納められない場合に、納税義務者の財産を差し押さえて（財産が動産や不動産の場合は、公売で金銭に換えてから）、市税へ充てることです。

平成25年度には988件の財産の差し押さえを行いました。

財産調査や差し押さえは、法律で定められた強制的な処分なので、拒否することはできません。

◆滞納処分の流れ

税法には、「税金を納期限までに納めていただいた納税者との公平性を保つため、滞納している人の財産（預貯金・給与などの債権、動産、不動産、自動車など）を差し押さえなければならない」と、定められています。

督促
納期限までに納付されない場合には督促状を発送します。（督促手数料：1通80円）

← **催告**
催告状などを発送し、納付を促します。（催告状を出さない場合もあります。）

← **財産調査**
金融機関・勤務先などに対し、債権（預貯金・給与など）の照会を行います。

← **差し押さえ**
債権（預貯金・給与など）、証券・出資金、動産、自動車、不動産などを差し押さえます。（建物内を捜索する場合もあります。）

← **換価・充当**
債権は現金にして、動産・自動車・不動産などは公売し、売却代金をそれぞれ市税に充当します。

納期内に自主納付を

納税は納期内に自主的に納付することが原則です。

市では、自主納付を推進するため、口座振替の推奨やコンビニエンスストアでの納税、夜間窓口の開設をしています。平日の昼間に納付することが困難な人はご利用ください。

納め忘れのない口座振替をご利用ください

口座振替で納税すると、納期ごとに窓口に出向く必要がありません。一度手続きをすれば翌年度以降も自動的に継続されます。

※随時課税分は対象外です。

【申込方法】 預金通帳・通帳の届出印鑑を用意して金融機関へお申し込みください。

※申込書は、市内の金融機関・収税課・各支所住民福祉課の窓口にあります。

※申し込みから口座振替開始まで、約一カ月必要です。

【口座振替日】 各税の納期限日

※口座残高が不足している場合、振り替えはできません。

《口座振替をやめる場合》

転出したときや死亡したときなども、登録した口座の情報は残ります。口座振替をやめる場合は、金融機関で解約の手続きをしてください。

納税に困ったらまず相談

病気や事業の廃止など、やむを得ない事情により、納期内での納付が困難な人は、そのまま放置せずに電話や窓口で早めに相談してください。

事情により分割納付や一定期間の納税の猶予などの適用を受けられる場合もあります。

納税相談は市の開庁時間内に収税課で随時受け付けています。

また、夜間窓口を毎週木曜日の午後7時30分まで開設していますのでご利用ください。（本庁のみ・市の休日を除く。）

■差し押さえと公売の実施状況

	収納金額（差し押さえ件数）	売却金額（公売回数）
平成22年度	483,602,881円（1,657件）	24,315,501円（2回）
平成23年度	154,741,451円（1,306件）	1,305,635円（3回）
平成24年度	136,119,533円（1,404件）	2,134,907円（7回）
平成25年度	113,150,006円（988件）	21,870,493円（8回）

■さまざまな納付方法

種　類	内　容
コンビニエンスストアでの納付	**【対象店舗】** エブリワン、MMK設置店、くらしハウス、ココストア、コミュニティ・ストア、サークルK、サンクス、スパー北海道、スリーエイト、スリーエフ、生活彩家、セイコーマート、セーブオン、セブン-イレブン、タイエー、デイリーヤマザキ、ハセガワストア、ファミリーマート、ポプラ、ミニストップ、ヤマザキスペシャルパートナーショップ、ヤマザキデイリーストアー、ニューヤマザキデイリーストアー、ローソン(50音順) ※納期限を過ぎると、納付できなくなります。
夜間窓口	**【と　き】** 毎週木曜日（祝日・年末年始を除く。） 午後7時30分まで **【ところ】** 収税課（本庁のみ）
口座振替による納付 ※申し込みにより、指定する金融機関の口座から振替納付ができます。	**【取扱金融機関】** 百五銀行、三重銀行、第三銀行、中京銀行、滋賀銀行、南都銀行、三菱東京UFJ銀行、北伊勢上野信用金庫、伊賀北部農業協同組合、伊賀南部農業協同組合、東海労働金庫、ゆうちょ銀行・郵便局　以上の本店・各支店 **【振替日】** 各納期限日

【問い合わせ】 収税課
☎22・9612　FAX22・9618

多重債務をかかえてしまったら…

税金を滞納していて、消費者金融などから長期間にわたって借り入れがあり、多重債務で悩んでいる人は、納税相談実施時に、お伝えください。

過払い金が発生していれば、消費者金融から払いすぎたお金を返してもらえる場合があります。

また、市民生活課で、債務問題などでお困りの人を対象とした相談を随時受け付けています。

さらに、法律専門家による定期相談も実施していますので、ぜひご利用ください。

《消費者相談専用ダイヤル》
☎22・9626
※午前9時～午後4時

《サラ金・クレジット問題相談》
月1回　※予約制

【問い合わせ】
市民生活課
☎22・9638

◆ 救える命を救うために

救急車を正しく使いましょう

【問い合わせ】消防救急課
☎ 24-9116　FAX 24-9111

近年、全国的に救急車の出動件数・搬送人員はともに増えており、救急隊の現場までの到着時間も遅くなっています。

また救急搬送された人の約半数が入院を必要としない軽症という現状もあります。

しかし、なかには重大な病気やけがの可能性もあるため、迷ったときは次の表を参考に救急車を呼んでください。

《ためらわずに救急車を呼んでほしい症状》

	大　人	小児（15 歳未満）
頭	○突然の激しい頭痛 ○突然の高熱 ○支えなしで立てないくらいふらつく	○頭を痛がってけいれんがある ○頭を強くぶつけて出血が止まらない、意識がない、けいれんがある。
顔	○顔半分が動きにくい ○口や顔の片方がゆがむ ○ろれつがまわりにくい ○ものが突然二重に見える	○くちびるの色が紫色で、呼吸が弱い
胸や背中	○突然の胸痛 ○急な息切れ、呼吸困難 ○痛む場所が移動する	○激しい咳やゼーゼーして呼吸が苦しく、顔色が悪い
腹	○突然の激しい腹痛 ○持続する激しい腹痛 ○吐血や下血がある	○激しい下痢や嘔吐で水分が取れず、食欲がなく、意識がはっきりしない ○激しいおなかの痛みで苦しがり嘔吐が止まらない
手　足	○突然のしびれ ○突然片方の腕や足に力が入らなくなる	○手足が硬直している
意識障害	○返事がない、またはもうろうとしている	
けいれん	○けいれんが止まらない、止まっても意識が戻らない	
じんましん	○虫に刺されたり、何かを食べて全身にじんましんが出た。顔色が悪くなった	
けが・やけど	○大量の出血を伴う外傷	
	○広範囲のやけど、痛みのひどいやけど	
飲み込み	○食べ物をのどにつまらせて呼吸が苦しい ○異物を飲み込んで意識がない	
事　故	○交通事故、水におぼれた、高所からの転落など	

そのほかに、いつもと様子が違う場合などの緊急時は迷わず 119 番してください。119 番のかけ方や応急手当の方法は、お問い合わせいただくか、市ホームページをご覧ください。

《救急車が必要か判断に迷ったとき》

救急相談ダイヤル 24
☎ 0120-4199-22

《自分で病院へ行けるけれど　診察が可能な病院がわからないとき》

救急医療情報センター
☎ 24-1199

症状に緊急性がなくても「交通手段がない」「どこの病院に行けばよいかわからない」「便利だから」と救急車を呼ぶ人がいます。救急医療は限りある資源です。皆さん自身の安心のため、救急車を上手に活用しましょう。

◆ 次代を担う伊賀の子どもたち＝いがっ子の写真を募集

第７回 輝け！いがっ子フォトコンテスト

【問い合わせ】生涯学習課
☎22-9679　FAX 22-9692

2005年（平成17年）３月に「伊賀市子ども健全育成条例」が策定され、それを受けて子育てや子どもの健全育成条例の指針とするため、７つの項目からなる「輝け！いがっ子憲章」が定められました。

今年度も、「輝け！いがっ子フォトコンテスト」を行います。

“伊賀の子どもたち＝いがっ子”の日常の姿をお送りください。大人が撮った「いがっ子」の姿、子どもが撮った「いがっ子」の姿。さまざまな「いがっ子」の写真をお待ちしています。

【応募資格】 市内在住・在勤・在学の人

【応募規定】 ①カラー・モノクロ、サイズは２Ｌ以上４つ切り、未発表作品
②写真の裏面に、題名・撮影年月日・住所・氏名（ふりがな）・電話番号、児童生徒の場合は学校名・学年をご記入ください。

【応募期限】 ６月６日㈮　必着

【表　彰】 最優秀賞１点（賞状・副賞5,000円相当）、優秀賞２点（賞状・副賞3,000円相当）、入選10点（賞状・副賞）

【審査・発表】
青少年育成市民連絡会議役員と写真の専門家により審査し、直接本人に通知します。

※撮影の際、被写体となる人などに声をかけてから撮影してください。

※応募作品をいがっ子憲章のPRや広報活動に使用するにあたり、撮影者の氏名・住所表示（町名までの表示）を行います。また児童生徒の場合は学校名・学年の表示を行います。

【応募先・問い合わせ】 生涯学習課

◆ 伊賀市国民健康保険被保険者の皆さんを対象に脳ドックと簡易人間ドックを実施します

脳ドック・簡易人間ドック

【問い合わせ】保険年金課
☎22-9659　FAX 26-0151

【申込方法】 はがきに「脳ドック受診希望」または「簡易人間ドック受診希望」と明記し、住所・氏名（ふりがな）・生年月日・電話番号を記入の上、お申し込みください。はがき１枚で１人の申し込みとします。

※申し込み多数の場合は、抽選により受診者を決定し、後日通知します。

【申込期限】 ５月９日㈮　消印有効

○いずれの健診も国民健康保険税を滞納している世帯の人は受診できません。

○「脳ドック」と「簡易人間ドック」の重複応募はできません。

○「脳ドック」は、前年度に受診した人は応募できません。

※簡易人間ドックを受診する人には、特定健診の通知は送付しません。

	脳ドック	簡易人間ドック
受診資格	**伊賀市国民健康保険の加入者**で、昭和14年６月２日から昭和49年６月１日までに生まれた人	**伊賀市国民健康保険の加入者**で、昭和14年６月２日から昭和59年６月１日までに生まれた人
定　員	340人（申し込み多数の場合は抽選）	630人（申し込み多数の場合は抽選）
実施期間	６月２日㈪～平成27年３月31日㈫	６月２日㈪～11月28日㈮
検査内容	身体測定・血圧測定・血液検査・心電図・画像診断（MRI・MRA）など	身体測定・胸部聴打診・血圧測定・血液検査・尿検査・検便・肝機能検査・腎機能検査・脂質検査・血糖・尿酸・心電図・胸部・胃レントゲン検査など
検査場所	岡波総合病院（健康管理センター） 上野総合市民病院（伊賀市健診センター）	市内指定医療機関
自己負担金	9,000円 (検査費用36,000円のうち、27,000円を補助します。)	8,500円 (検査費用35,000円のうち、26,500円を補助します。)

※脳ドックのMRI・MRA検査では、脳腫瘍や過去の脳梗塞・脳出血の痕跡がないか、脳の奇形がないか、脳卒中の原因となる血管病変がないかをチェックします。

※簡易人間ドック受診の男性は、希望により前立腺がん検診を受診できます。(追加自己負担額500円)

【申込先】 〒518-8501　伊賀市上野丸之内116番地　伊賀市健康福祉部保険年金課

◆ 休日や夜間に発病した場合に備えて

応急診療所だより

【問い合わせ】医療福祉政策課
☎ 22-9705　FAX 22-9673

　応急診療所を開設し、内科・小児科の診療を行っています。ただし、応急診療所はあくまでも応急処置を行うところです。受診に際しては、次のことにご注意ください。
○薬は原則１日分の処方
○点滴処置やレントゲン検査はできません。

◆伊賀市応急診療所　☎ 22-9990
（上野桑町 1615 番地）

【診療科目】 小児科・一般診療
【診療時間】 受付時間は診療終了時刻の 30 分前まで
　月〜土曜日（午後８時〜 11 時）**日曜日・祝日**（午前９時〜正午、午後２時〜５時、午後８時〜 11 時）

【持参するもの】 ○健康保険証・各種医療証・受給者証
○薬を服用している人は、薬の内容がわかるもの
※当診療所の受診後は、必ずかかりつけ医院で必要な治療や薬の処方を受けてください。
※悪天候（台風・積雪など）時に、やむを得ず休診する場合がありますので、ご確認ください。

〜応急診療所の嘱託看護師（急募）〜
【勤務時間】　月〜土曜日（午後７時30分〜11時30分）
　日曜日・祝日（午前８時 30 分〜午後０時 30 分、午後１時30分〜５時30分、午後７時30分〜11時30分）
【申込期間】　随時　※詳しくはお問い合わせください。

≪伊賀市応急診療所協力医療機関一覧表≫　○印：一般　◎印：小児科　☆印：一般・小児科　※４月１日現在

○	アクアクリニック伊賀	○	馬岡医院	○	嶋地医院	☆	ひらい小児科クリニック
○	浅野整形外科内科	○	おおすみ整形外科	○	しみずハートクリニック	○	まちしクリニック
○	あずまクリニック	○	大西医院	○	しもむら整形外科	○	松本胃腸内科
○	あずま診療所	○	おおのクリニック	◎	滝井医院	☆	みずたにクリニック
○	新医院	☆	岡波総合病院	○	竹沢医院	○	宮本医院
☆	阿波診療所	○	河合診療所	○	竹沢内科歯科医院	○	森田クリニック
○	伊藤医院	○	川原田内科	○	竹代クリニック	○	山田診療所
○	いまむら整形外科	○	紀平医院	○	たにぐち皮フ科	○	ゆめが丘クリニック
◎	上野こどもクリニック	○	佐々木内科	○	谷本整形	○	吉村クリニック
☆	上野総合市民病院	○	佐那具医院	○	ひねの整形外科		

◆ ごみ袋に広告を掲載しませんか

伊賀市指定ごみ袋の広告募集

【問い合わせ】廃棄物対策課
☎ 20-1050　FAX 20-2575

【掲載場所】 伊賀市指定ごみ袋の表面
※印刷色は１色刷（青山支所管内の指定ごみ袋は含みません。）
【予定枚数】 346.5 万枚（枚数は変更する場合あり）
　大（45ℓ）：225 万枚、中（30ℓ）：92.5 万枚
　小（20ℓ）：29 万枚
【種　類】
　大（1 枠 200mm × 100mm 程度）：2 枠
　中（1 枠 150mm × 80mm 程度）：2 枠
　小（1 枠 150mm × 70mm 程度）：2 枠
※ごみ袋の種類ごとの募集はしていません。
【募集数】 ２者（団体）　※先着順
【販売予定期間】 10 月頃〜平成 27 年 10 月頃
※ごみ袋の種類、販売状況により期間が異なります。
【掲載料】
　１枠　150,000 円（消費税・地方消費税を含む。）
【申込方法】 廃棄物対策課にある市指定ごみ袋広告掲載申込書に必要事項を記入の上、掲載広告原稿（電子データ可）・企業の概要がわかるもの・掲載する事業に関して国などの許認可を受けていることがわかる許認可証などの写し・市税完納証明書を添えて、郵送または持参でお申し込みください。（ファックス・E メールは不可）
※広告の中に広告主の連絡先を明記してください。
【申込期限】 ４月 30 日㈬
【掲載料の納入】
　広告掲載料の納入は、伊賀市指定ごみ袋広告掲載決定通知書の通知日から 10 日以内に市が指定する納付書により納入してください。
※詳しくは、「市指定ごみ袋広告掲載募集要項」をご確認ください。
※事業者の業種などによっては、広告を掲載できない場合があります。「広告掲載要綱」と「広告掲載基準」をご確認ください。

◆ 生ごみを適正に処理し、資源ごみを有効活用するために

ごみに関する事業を紹介します

【問い合わせ】廃棄物対策課
☎ 20-1050　FAX 20-2575

可燃ごみ処理には高額な費用がかかっています。可燃ごみの中でも特に生ごみは、約7～8割が水分で、RDF施設で乾燥処理をする際の燃料費に大きく影響します。ごみ処理コストの削減には、生ごみの水分を減らすことが大きな課題となっています。

また、可燃ごみとして出ているごみには紙などの資源ごみが15％ほど含まれており、これを正しく分別すれば、処理費用の削減に加え、資源有効活用との効果が期待できます。市では、可燃ごみ減量施策として次の事業を実施していますので、ご利用ください。

★生ごみ処理容器購入費補助金制度

※購入後、3カ月以内に申請してください。

《対象者》
- ○市内在住の世帯主で市税を完納している人
- ○所有または賃借などで管理する家屋・土地に自費で設置する人（良好な状態で維持管理できる人）

《対象となるもの》 購入額の3分の1を補助
- ○電動式処理容器（上限20,000円）：1世帯につき1基まで（交付日から6年経過した場合は再申請できます。）
- ○非電動処理容器（上限3,000円）:1世帯につき2基まで(交付日から3年経過した場合は再申請できます。)

★資源再利用物回収奨励金制度

再生利用可能な廃棄物の集団回収を計画・実施し、環境問題に関する意識向上を図るため実績をあげた登録団体に対し、奨励金を交付します。

《対象団体》
- ○児童福祉法による学校教育関係団体
- ○障害者基本法による団体

《対象となるもの》
種類別の回収量1kgにつき3円を支給
- ○新聞紙・雑誌などの古紙類
- ○古着・ボロ布などの古布類

★粗大ごみ戸別（一般）収集事業　【伊賀北部管内】

《対象品目》 タンス・ソファ・食器棚・自転車・扇風機・電子レンジなどの粗大ごみ（1回5点以内）

※さくらリサイクルセンターで処理できないものは収集できません。事前に予約が必要です。

《申込先》
伊賀北部粗大ごみ受付センター　☎ 20-1255
月～金曜日（祝日・年末年始を除く）
午前8時30分～午後5時

詳しくはお問い合わせいただくか、資源・ごみ分別ガイドブックをご確認ください。

※粗大ごみ処理券の取扱店に、スーパーヤオヒコ上野店（上野中町2976番地の1）を追加しました。

※青山支所管内については、従来どおり伊賀南部粗大ごみ受付センター（☎ 64-8700）へ申し込んでください。粗大ごみ戸別（福祉）収集事業についても従来どおり実施しています。

【問い合わせ】 廃棄物対策課、各支所振興課

◆ 災害時に備えて、身の周りの家具を確認しませんか

災害時要援護者宅家具固定事業

【問い合わせ】建築住宅課
☎ 43-2330　FAX 43-2332

市では災害時に支援が必要なひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯、障がいのある人のみの世帯を対象に、三重県建設労働組合上野支部組合員が訪問し、無償で固定金具を家具に取り付けます。

【実施日】 9月7日㈰・28日㈰

【募集件数】 50件（予定）

※1軒につき家具3つまで

【対象者】 市内在住の65歳以上の人（平成26年9月1日現在）のみの世帯または障がい者（身体障害者手帳1級・2級、療育手帳A1・A2の交付を受けている人）のみの世帯

※以前に一度実施した世帯や市税の滞納がある世帯は実施できません。

【申込期間】 4月15日㈫～5月30日㈮

【申込方法】 建築住宅課または各支所振興課にある申込用紙に必要事項を記入し、押印の上、郵送か持参で提出してください。

※申込用紙は市ホームページからもダウンロードできます。

【申込先】 〒518-1395　伊賀市馬場1128番地
伊賀市建設部建築住宅課

◆ 受給のためには申請が必要です

児童扶養手当・特別児童扶養手当について

【問い合わせ】こども家庭課
☎ 22-9654　FAX 22-9646

■児童扶養手当

父母の離婚などにより、父または母と生計を共にしていない児童を育てている家庭（ひとり親家庭）などの生活の安定と自立を助け、児童の福祉の増進を図るための制度です。

◆手当を受けられる人

次の条件に当てはまる18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童を扶養している父か母、父母にかわってその児童を養育している人

※児童が身体または精神に中度以上の障がいを有する場合は、20歳未満まで手当が受けられます。

- ○父母が離婚した後、父または母と生計を同じくしていない児童
- ○父か母が死亡した児童
- ○父か母が重度の障がい（国民年金の障がい等級1級程度）にある児童
- ○父か母の生死が明らかでない児童
- ○父か母から引き続き1年以上遺棄されている児童
- ○父か母が引き続き1年以上拘禁されている児童
- ○父か母が裁判所からのDV保護命令を受けた児童
- ○母が婚姻せずに生まれた児童
- ○父母とも行方不明である児童

◆手当を受けられない人

- ○児童が日本国内に住所がないとき
- ○児童が、父か母の死亡について支給される公的年金を受けることができるとき
- ○児童が、父か母に支給される公的年金の加算の対象になっているとき
- ○児童が、労働基準法などの規定による遺族補償を受けることができるとき
- ○児童が、児童福祉施設などに入所しているか、里親に委託されているとき
- ○児童が、父か母の配偶者（内縁関係を含む）に養育されているとき（父か母に障がいがある場合を除く。）
- ○父・母または養育者が、日本国内に住所がないとき
- ○父・母または養育者が、公的年金を受けることができるとき（国民年金法に基づく老齢福祉年金を除く。）

◆申請手続きに必要なもの　①請求者と対象児童の戸籍謄本 ②印鑑 ③振込み先の預金通帳 ④年金手帳

※その他書類が必要な場合があります。

※手当を受ける人の所得が限度額を超えると手当が全部または一部停止になることがあります。

■特別児童扶養手当

身体や精神に障がいのある20歳未満の児童の福祉の増進を図るための制度です。

◆手当を受けられる人

身体や精神に障がいのある20歳未満の児童を養育している父か母、または父母にかわって児童を養育している人

• 特別児童扶養手当1級

- ○身体障害者手帳の判定がおおむね1・2級（内部的疾患含む）程度に該当するもの
- ○療育手帳の判定が最重度、重度程度の知的障害である場合または同程度の精神障がいがある場合

• 特別児童扶養手当2級

- ○身体障害者手帳の判定がおおむね3級（内部的疾患含む）程度に該当するもの
- ○療育手帳の判定が中度程度の知的障害である場合または同程度の精神障がいがある場合

◆手当を受けられない人

- ○児童が、日本国内に住所がないとき
- ○児童が、障がいを支給事由とする公的年金を受けることができるとき
- ○児童入所施設に入所しているとき　※保育所・知的障害児施設・肢体不自由児施設・母子生活支援施設に通園しているか保護者と共に入所している場合を除く。
- ○父・母または養育者が日本国内に住所がないとき

◆申請手続きに必要なもの

①請求者と対象児童の戸籍謄本 ②請求者と対象児童が含まれる世帯全員の住民票 ③特別児童扶養手当認定診断書（身体障害者手帳や療育手帳を所持している場合は省略できることがあります。）④印鑑 ⑤振込み先の預金通帳（請求者名義のもの）

※その他書類が必要な場合があります。

※手当を受ける人の所得が限度額を超えると、手当が支給停止になります。

【手当の月額が改定されました】

「児童扶養手当法による児童扶養手当の額等の改定の特例に関する法律」の一部改正によって、児童扶養手当と特別児童扶養手当が4月分以降、次のとおり月額0.7%引き下げられます。

■児童扶養手当

児童1人のとき　**全部支給：**41,140円⇒41,020円

一部支給：41,130円～9,710円⇒41,010円～9,680円

児童2人のとき　5,000円加算

児童3人以降のとき　さらに3,000円ずつ加算

※所得金額によって全部支給・一部支給が決定されます。

■特別児童扶養手当

1級：50,050円⇒49,900円

2級：33,330円⇒33,230円

催し
企画展「伊賀市の文化財 2014」

柘植歴史民俗資料館では、昨年度新たに国登録文化財、三重県指定文化財、伊賀市指定文化財となったものを写真パネルなどで紹介します。ぜひご覧ください。

【と　き】
4月16日㈬～7月13日㈰
午前9時～午後4時30分
※毎週月曜日を除く。

【ところ】
柘植歴史民俗資料館　1階展示室

【問い合わせ】
文化財課
☎47-1285　FAX 47-1290

催し
つつじ祭ウォーク

JR関西本線沿線のよさを知っていただくため、ウォークイベントを行います。
歴史ある寺社などを巡りながら、余野公園では約15,000本の美しいつつじと、当日開催される「つつじ祭」をお楽しみください。

【と　き】
5月11日㈰
※小雨決行（つつじ祭が中止の場合は、ウォーク開催を中止します。）

【集　合】
JR柘植駅前
《集合・受付》　午前9時40分
《出発》　午前10時
《解散》　午前11時30分頃
（余野公園到着）

【コース】
JR柘植駅ー都美恵神社ー徳永寺ー柘植歴史民俗資料館ー余野公園（総距離約4km）
※余野公園からJR柘植駅までは、ウォーク参加者専用のシャトルバスをご利用ください。

【その他】
○ JR柘植駅へは公共交通機関でお越しください。
○歩きやすい服装で、弁当・水筒・敷物をご持参ください。
○小学生以下は保護者同伴。
○中止の場合は当日午前7時に決定しますので、伊賀市商工会へご確認ください。

【問い合わせ】
伊賀市商工会　☎45-2210
総合政策課
☎22-9663　FAX 22-9672

お知らせ
特別障害者手当などの手当月額の引き下げ

4月分から次の手当月額を引き下げます。各手当の受給者には別途お知らせします。

○特別障害者手当
26,080円⇒26,000円
○障害児福祉手当
14,180円⇒14,140円
○福祉手当（経過措置分）
14,180円⇒14,140円

【問い合わせ】　障がい福祉課
☎22-9656　FAX 22-9662

お知らせ
ハイトピア伊賀 東駐車場

広報いが市3月15日号で、ハイトピア伊賀東専用駐車場の閉鎖についてお知らせしましたが、伊賀上野NINJAフェスタ期間中の5月6日㈫㊡までは引き続き開設します。
5月7日以降は閉鎖しますので、今後は、ハイトピア伊賀地下駐車場、上野市駅前広場第1・第2駐車場をご利用ください。

【問い合わせ】　中心市街地推進課
☎22-9825　FAX 22-9628

お知らせ
東日本大震災 被災地への義援金 受け入れ状況

【義援金総額】　63,919,967円
（平成23年3月14日～平成26年3月27日）　⇒日本赤十字社へ送金
※お寄せいただいた義援金は、日本赤十字社を通じて、被災された方々にお届けします。今後ともご協力をよろしくお願いします。

【義援金箱の設置場所】　本庁舎玄関ロビー・厚生保護課・各支所

【問い合わせ】　厚生保護課
☎22-9650　FAX 22-9661

催し
がん患者と家族のおしゃべりサロン in 伊賀

【と　き】　5月1日㈭
午後1時30分～3時30分

【ところ】
ハイトピア伊賀4階　多目的室

【対象者】　がん患者・家族など

【問い合わせ】
三重県がん相談支援センター
☎059-223-1616
健康推進課
☎22-9653　FAX 22-9666

お知らせ
お達者チェックを受けて介護予防教室に参加しましょう

【対象者】　要支援・要介護認定を受けていない65歳以上の人

【実施内容】　お達者チェックで、加齢に伴う心身の機能や日常生活動作などの生活機能の衰えを確認します。
生活機能の衰えが心配な人には、後日、機能の維持・向上を目的とした介護予防教室を案内します。

【実施方法】　対象者には、4月中旬にチェック表を郵送します。返信用封筒で提出してください。

【提出期限】　5月2日㈮

【問い合わせ】
地域包括支援センター（中部）
☎26-1521　FAX 24-7511

お知らせ
4月23日は子ども読書の日

この日は、子どもの読書への関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるために設けられました。
市では平成25年3月に「第二次伊賀市子ども読書活動推進計画」を策定し、家庭・地域・学校などのあらゆる場所で読書活動を推進しています。特にこの日を中心に、「本の読み聞かせ」や「紙芝居」がさまざまな場所で行われています。
読書は子どもの人間形成に大きな影響を与えます。日常の中で読書が生活習慣の一部として定着するよう読書活動にご協力をお願いします。

【問い合わせ】　生涯学習課
☎22-9679　FAX 22-9692

お知らせ
ゴールデンウィークの歯科診療について

休日、急な歯の痛みや腫れなどの症状がある場合に、次のとおり診察を受けることができます。電話で確認をしてから、健康保険証などを忘れずに持って行きましょう。

○5月3日(土・祝)：まついけ歯科(四十九町2115-3)　☎22-0118
○5月4日(日・祝)：峰歯科・矯正歯科クリニック（上野西大手町3598）
☎21-1616
○5月5日(月・祝)：村井歯科医院(上野忍町2556)　☎21-1347
※すべて午前9時～午後5時

【問い合わせ】　医療福祉政策課
☎22-9705　FAX 22-9673

募集 登録統計調査員

統計調査が実施されるときに、調査員として従事していただく人をあらかじめ登録しておく制度を、登録統計調査員制度といいます。

登録統計調査員は、国や県の統計調査が実施される際に任命され調査員となり、市が開催する説明会で調査要領や期間・受け持ち区域などを確認して、調査に従事します。

調査従事の可否は、市からそのつど連絡しますが、毎回調査をお願いするとは限りません。

【応募要件】
①20歳以上の健康な人
②秘密を保持でき、責任をもって調査事務を遂行できる人
③税務、選挙、警察用務に直接関わりのない人

【勤務内容】
調査対象を訪問して、調査票の配布や回収などを行います。任命期間は2カ月前後ですが、毎日業務に従事する必要はなく、あらかじめ指定された期間内に調査事務を行います。

【調査員の立場など】
任命期間中は非常勤の公務員です。調査活動中にけがをした場合などは一定の範囲内で補償されます。

【手　当】 調査ごとに、活動日数や調査対象数などを考慮して定められており、1つの統計調査につき2～5万円が平均です。

【申込先・問い合わせ】 総務課
☎22-9601　FAX 24-2440

募集 三庁合同見学会

津地方裁判所、津地方検察庁、津地方法務局で、合同見学会を行います。

【と　き】 5月8日(木)
午後1時30分～4時30分

【ところ】 津地方検察庁（午後1時15分までに集合）

【内　容】
裁判員裁判法廷、検察庁の取調室、法務局の登記窓口などの見学、裁判官・検察官などからの説明

【定　員】 20人
※事前申し込み制、先着順

【申込期限】 5月7日(水)
※土・日曜日、祝日を除く。

【申込先・問い合わせ】
津地方検察庁検察広報官
☎059-228-4165
（平日の午前9時～午後5時）

募集 農業者の皆さんへ 認定農業者になりませんか

市には、234人の認定農業者がいます。（平成26年3月末現在）

皆さんも、認定農業者として地域農業の中心的役割を担いませんか。

～認定農業者制度とは～

自ら経営改善に取り組むやる気と能力のある農業者が、「農業経営のスペシャリスト」をめざす計画である「農業経営改善計画」を作成し、その計画を市の基本構想に照らして達成される見込みが確実であるかなどを審査して、市が認定する制度です。

【対象者】 効率的で安定的な農業経営をめざす意欲のある農業経営者であれば申請することができます。

「家族協定」を結ぶことで、夫婦や親子での共同申請も可能です。

5年間の経営計画を作成することで、自身の経営内容を見直し、計画的に事業を行えるだけでなく、認定農業者を対象とした経営支援措置もあります。

【申請方法】 経営改善に関する5年後の目標とその達成に向けた方策を内容とする「農業経営改善計画」を作成し、農林振興課へ提出してください。

提出様式や市の基本構想は、市ホームページからもダウンロードできます。

【受付期限】 農業経営改善計画申請書は随時受け付けます。次の受付期間を参考にご提出ください。
①6月中旬認定分
提出期限：5月1日(木)
②9月中旬認定分
提出期限：7月31日(木)
③11月下旬認定分
提出期限：10月14日(火)
④3月中旬認定分
提出期限：1月26日(月)
※1月27日以降の提出分は翌年度の認定になります。

【申込先・問い合わせ】 農林振興課
☎43-2301　FAX 43-2313

献血のご案内

●**5月19日（月）**
午前10時～11時15分
青山公民館

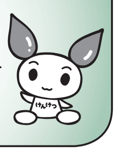

催し 伊賀線まつり2014

【と　き】 5月3日(土・祝)
午前10時～午後4時

【ところ】 伊賀鉄道上野市車庫（上野市駅下車すぐ）

【内　容】
○**軌道自転車：**以前に線路などの保守作業用として使われていた二人乗り自転車で、車庫線内（約70ｍ）を走行
○**車両撮影会：**車庫線に200系車両を展示し撮影
○**車掌体験：**伊賀鉄道の制服を着て、車内放送体験
○**機器操作体験：**車両の扉の開閉体験
○**伊賀線ジオラマ、鉄道模型コーナー：**伊賀線のジオラマ展示や模型の運転体験（予約制）
○**昭和グッズの展示・販売**
○**ゆるキャラ®とふれあおう！**
○**伊賀鉄道他グッズなどの物販**

【問い合わせ】 伊賀鉄道㈱　総務企画課　☎21-0863
総合政策課
☎22-9663　FAX 22-9672

募集 おやこDEのびのび教室

水に触れ、慣れることを目的に開催します。保護者も水中運動をすることで運動不足解消にもなります。

【と　き】 5月14日(水)・28日(水)、6月6日(金)・20日(金)
午後1時30分～2時30分
※全4回

【ところ】
島ヶ原温泉やぶっちゃ「まめの館」

【対象者】 市内在住の1歳～未就学の幼児とその保護者

【内　容】 親子プール教室

【定　員】 15組

【持ち物】
水着・スイミングキャップ・タオル・飲み物・オムツの取れていない子どもは水遊び用の紙パンツなど

【参加費】 まめの館利用料
大人：300円　子ども(3歳以上)：100円　※まめの館を初めて利用する人は、事前に利用説明会(無料)の受講が必要です。

【申込受付開始日】
4月23日(水)　午前8時30分～

【申込先・問い合わせ】
島ヶ原支所住民福祉課
☎59-2163　FAX 59-3196

赤ちゃんの健診と相談（５月分）

健診・相談名	健診・相談日	時　間	場　所	対象・内容など
１歳６カ月児健診	５月　８日（木）	午後０時50分～２時30分	伊賀市保健センター （ハイトピア伊賀４階）	身体計測、内科・歯科健診、歯の相談、栄養相談、育児相談など ※対象児には、１歳６カ月児健診は１歳９カ月ごろ、３歳児健診は３歳９カ月ごろまでに通知します。母子健康手帳をご持参ください。
	５月27日（火）	午後０時50分～２時30分		
３歳児健診 （３歳６カ月児）	５月13日（火）	午後０時50分～２時30分		
	５月22日（木）	午後０時50分～２時30分		
乳幼児相談 育児相談・栄養相談 ※母子健康手帳をご持参ください。	５月　１日（木）	午前10時～11時 午後１時30分～２時30分	伊賀市保健センター	**【問い合わせ】** 健康推進課　☎22-9653 青山保健センター　☎52-2280 阿山支所住民福祉課　☎43-0332 いがまち保健福祉センター☎45-1015 大山田支所住民福祉課　☎47-1151 島ヶ原支所住民福祉課　☎59-2163
	５月13日（火）	午前10時～11時30分	青山保健センター	
	５月14日（水）	午前10時～11時30分	阿山保健福祉センター	
	５月21日（水）	午前10時～11時30分	いがまち保健福祉センター	
	５月27日（火）	午前10時～11時30分	大山田保健センター	
	５月29日（木）	午前10時30分～11時30分	島ヶ原子育て支援センター	

子育て支援のための教室・遊び場の開放（５月分）（対象者：乳幼児と保護者）

食育運動教室「げんきっず」	５月　９日（金）	午前10時～11時	伊賀市保健センター（☎22-9653）
０歳児サロン	５月23日（金）	午後２時～３時	

施設名	遊びの教室	遊び場の開放
曙保育園『すくすくらんど』 曙保育園内 （上野徳居町3272-2 ☎21-7393）	①12日(月)・13日(火)・19日(月)・20日(火)・26日(月)・27日(火) **【親子教室・誕生会・育児講和】** ＊すべて午前10時～ ②14日(水)・17日(土)・21日(水)・23日(金)・30日(金) **【本とおもちゃルームぐるんぱ】** ＊すべて午前10時～・午後１時30分～ ※すべて利用料１回100円（実費を徴収する場合があります。）	月～金曜日 午前10時～午後３時 ＊事前にお電話ください。
ゆめが丘保育所『おひさま広場』 ゆめが丘保育所内 （ゆめが丘5-14-1 ☎22-9955）	23日(金)　午前10時～**【開所式】** ※事前にお電話ください。	月～金曜日 午前10時～午後３時
森川病院『エンジェル』 森川病院内 （上野忍町2516-7 ☎21-2425）	①16日(金)（４～９カ月）・23日(金)（10カ月～１歳半） **【エンジェルサークル】はじめましてワイワイお友達集合** ＊どちらも午後２時～ ②26日(月)　午後２時～　**【赤ちゃんなんでも相談・発育測定】** ③19日(月)　午後２時～（４～５カ月児）　**【離乳食教室】** ④８日(木)・15日(木)・22日(木)・29日(木)　午後１時～ **【ベビーマッサージ】**　※事前にお電話ください。	月・水・金・土・日曜日 正午～午後５時 ＊事前にお電話ください。
子育て包括支援センター ハイトピア伊賀４階 （上野丸之内500 ☎22-9665）	①９日(金)　午後２時～ **【キラキラ Baby】**　０歳からの絵本（朗天狗） ②19日(月)　午前10時30分～（上野東部地区市民センター） **【キラキラ出前講座】**　親子ふれあい遊び	月～金曜日 午前９時～午後５時
いがまち子育て支援センター いがまち保健福祉センター内 （愛田513　☎45-1015）	①15日(木)　午前10時30分～　**【絵本の読み聞かせ】** ②26日(月)　午前10時30分～ **【誕生会】**　５月生まれのおともだち	月～金曜日 午前９時～午後５時
島ヶ原子育て支援センター 島ヶ原地区市民センター併設 （島ヶ原4696-9 ☎59-9060）	26日(月)　午前10時～ **【わくわくひろば】**　歯科相談	月～金曜日 午前９時～午後５時
あやま子育て支援センター 阿山保健福祉センター内 （馬場1128-1　☎43-2166）	27日(火)　午前11時～ **【ねえねえよみっこ】**　絵本の読み聞かせ	火～土曜日 午前９時～午後５時
大山田子育て支援センター 大山田保育園内 （平田７　☎47-0088）	①８日(木)　**【おたのしみひろば】**　げんきっこあつまれ！ ②14日(水)　**【子育て講座】**　お口の衛生教室 ③30日(金)　**【おはなしひろば】**　絵本の読み聞かせ　など ※すべて午前10時30分～	月～金曜日 午前９時～午後５時
青山子育て支援センター さくら保育園併設 （阿保1152　☎53-0711）	①７日(水)　午前11時～　**【おはなし会】** ②15日(木)　午前10時30分～ **【おともだちあつまれ！】**（妊婦と０～１歳児） ③22日(木)　午前10時30分～ **【おともだちあつまれ！】**（２歳児以上）	火～土曜日 午前９時～午後５時

※教室に参加するときの持ち物などは事前にお問い合わせください。

【問い合わせ】　子育て包括支援センター（こども家庭課内）　☎22-9665　FAX 22-9666

５月の無料相談

市では、市民の皆さんの暮らしのいろいろな問題や悩みごとについて相談を行っています。 利用できるのは、市内在住・在勤・在学の人で、相談はすべて無料です。秘密は固く守ります。どうぞ、お気軽にご利用ください。

伊賀市の人口・世帯数
（平成 26 年３月 31 日現在）
人口　96,187 人
（男）46,822 人（女）49,365 人
世帯数　39,177 世帯

法律・行政・人権相談

相談名	相談日	時　間	場　所	問い合わせ
法律相談（弁護士）＊予約制	５月　８日（木）	13：00 ～ 16：00	上野ふれあいプラザ３階相談室	市民生活課（☎ 22-9638） ※受付開始（5/1 午前８時 30 分～） ※先着 10 人
	５月 27 日（火）	13：30 ～ 16：00	青山福祉センター相談室	青山支所住民福祉課（☎ 52-3232） ※受付開始（5/20 午前８時 30 分～） ※先着８人
女性法律相談 ＊予約制	５月 14 日（水）	13：00 ～ 16：00	ハイトピア伊賀４階相談室	男女共同参画センター（人権政策・男女共同参画課内）（☎ 22-9632） ※受付期間（4/21 ～ 5/9）
行政相談（行政相談委員） ＊国や特殊法人などの仕事について苦情や意見をお伺いします。	５月　２日（金）	13：30 ～ 16：00	阿山多目的集会施設	阿山支所住民福祉課（☎ 43-0333）
	５月 13 日（火）	13：30 ～ 16：00	西柘植地区市民センター和室	伊賀支所住民福祉課（☎ 45-9104）
	５月 14 日（水）	13：30 ～ 16：00	市民生活課	市民生活課（☎ 22-9638） ※随時受付　＊予約優先
			島ヶ原支所１階相談室	島ヶ原支所住民福祉課（☎ 59-2109）
	５月 29 日（木）	13：30 ～ 16：00	青山福祉センター相談室	青山支所住民福祉課（☎ 52-3232）
人権相談（人権擁護委員）	５月　２日（金）	13：30 ～ 16：00	阿山多目的集会施設	阿山支所振興課（☎ 43-1543）
	５月　８日（木）	9：00 ～ 12：00	青山福祉センター	青山支所振興課（☎ 52-1115）
		13：30 ～ 16：00	上野ふれあいプラザ３階ミーティングルーム	人権政策・男女共同参画課（☎ 47-1286）
人権相談	月～金曜日（祝日除く）	8：30 ～ 17：15	津地方法務局伊賀支局	津地方法務局伊賀支局（☎ 0570-003-110）

その他各種相談

相談名	相談日	時　間	場　所	問い合わせ
消費生活相談	月～金曜日（祝日除く）	9：00 ～ 16：00	市民生活課	市民生活課　消費生活相談専用ダイヤル（☎ 22-9626）
サラ金・クレジット問題相談 ＊予約制	５月 22 日（木）	13：00 ～ 16：00	上野ふれあいプラザ３階相談室	市民生活課（☎ 22-9638） ※受付期間（5/12 ～ 20） ※先着４人
交通事故相談＊予約制	５月 15 日（木）	13：00 ～ 15：00	上野ふれあいプラザ３階相談室	市民生活課（☎ 22-9638） ※受付期限（5/13） ※先着４人
社会保険出張相談（年金相談）	５月　７日（水）	10：00 ～ 15：00	ハイトピア伊賀３階	上野商工会議所（☎ 21-0527）
	５月 16 日（金）			
緑（園芸）の相談	５月 12 日（月）	13：30 ～ 16：00	本庁舎玄関ロビー	都市計画課（☎ 43-2315）
外国人のための行政書士相談 ＊予約制	５月　１日（木）	13：00 ～ 16：00	市民生活課	市民生活課（☎ 22-9702） ※先着４人
こころの健康相談＊予約制	５月 23 日（金）	14：00 ～ 17：00	三重県伊賀庁舎１階成人相談室	伊賀保健所（☎ 24-8076）
健康相談	５月 23 日（金）	10：00 ～ 11：00	ハイトピア伊賀４階健康ステーション	健康推進課（☎ 22-9653）
高齢者の総合相談	月～金曜日（祝日除く）	8：30 ～ 17：15	地域包括支援センター	地域包括支援センター（☎ 26-1521・FAX 24-7511）
こどもの発達相談	月～金曜日（祝日除く）	8：30 ～ 17：15	こども発達支援センター（福祉相談調整課内）	こども発達支援センター（福祉相談調整課内）（☎ 22-9627・FAX 22-9674）
高齢者の就業相談	５月　８日（木）	13：30 ～ 15：00	下郡市民館	シルバー人材センター（☎ 24-5800）
	＊予約制 ５月 15 日（木）		伊賀市シルバーワークプラザ（西明寺 2782-92）	
若者の就業相談＊予約優先	月～金曜日（祝日除く）	8：30 ～ 17：15	伊賀市社会福祉協議会（上野ふれあいプラザ３階）	いが若者サポートステーション（☎ 22-0039）
女性相談＊予約優先	月～金曜日（祝日除く）	9：00 ～ 16：00	福祉相談調整課	福祉相談調整課（☎ 22-9609）
家庭児童相談＊予約優先				
母子自立相談＊予約優先				
ふれあい相談（教育相談）	火～金曜日（祝日除く）	9：00 ～ 16：00	伊賀市教育研究センター	伊賀市教育研究センター（☎ 21-8839）
青少年相談	月～金曜日（祝日除く）	9：00 ～ 16：00	青少年センター（上野ふれあいプラザ3階）	青少年センター（☎ 24-3251）

２０１４年（平成２６年）４月１５日　発行／伊賀市　編集／企画振興部広聴情報課
〒５１８－８５０１　伊賀市上野丸之内１１６番地　☎２２－９６３６　FAX２２－９６１７　http://www.city.iga.lg.jp/